江田島市教育委員会会議録

平成29年11月20日(月)平成29年第13回教育委員会会議定例会を大柿公民館2階研修室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会午後2時03分閉会午後2時45分

2 出 席 者 (5名)

 教育長職務代理者
 運営
 健

 教育長職務代理者
 三島雅司

 委員
 樋上美由紀

 委員
 柳川政憲

 委員
 今井絵里子

3 出席説明員

 教育次長
 小栗
 賢

 学校教育課長
 島藤邦子

 生涯学習課長
 問可健治

 西能美学校給食共同調理場総括場長
 仁井雄一

 江田島図書館長兼能美図書館長
 加賀見富士枝大柿自然環境体験学習交流館長

 西原直久

4 事務局

学校教育課

課長補佐 中本 陽子

- 5 傍 聴 人 な し
- 6 議事日程
 - (1) 教育長報告
 - (2) 会議録署名委員の指名
 - (3) 議案第26号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
 - (4) 議案第27号 江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について
 - (5) 承認第26号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免につい

て

- (6) 報告1 六角紫水展について
- (7)報告2 江田島市美術展・新県美展巡回展の実績について
- (8) その他

7 議事の大要

○ 教育長

ただいまから、第13回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

ただ今の出席者は5名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 教育長

それでは、審議に入る前に、議案書の12ページ、承認第26号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第 26 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員拳手)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第26号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の 任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

〇 教育長

お諮りします。

ただいま、公開しないで審議することに決定しました、承認第26号については、日程を変更し、日程第7、報告2の次に審議したいと思います。

これに、 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員拳手)

〇 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、日程第6、報告1を日程第5に、日程第7、報告2を、日程第6とし、 日程第5、承認第26号を日程第7に変更することに決定いたします。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

「教育長報告」 (省 略)

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2,「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、三島委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3,議案第26号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」 及び、日程第4,議案第27号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則 案について」の2件を一括議題とし、個別採決とします。

事務局から,説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今一括上程されました,議案第26号及び,議案第27号の提案理由を説明いたします。

最初に、議案第26号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 3ページをお開きください。

平成31年3月31日をもって柿浦小学校を廃校とし、同年4月1日から大古小学校と 統合することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長 に対する事務委任規則第2条第3号及び第4号の規定によりまして、委員会の議決を求 めるものでございます。

次に、議案書、6ページをお開きください。

議案第27号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」でございます。

先ほどの説明と同様に、平成31年3月31日をもって、柿浦小学校を廃校し、同年4月1日から大古小学校と統合することに伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、学校教育課長をして説明申し上げます。 よろしくお願いいたします。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第26号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」及び議案第27号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」の2件について説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。 別様で配布しております、「全協資料No4」をご覧ください。

1概要でございます。

学校統合検討委員会第2次答申に基づきまして, 柿浦小学校が大古小学校と平成 31 年4月1日に統合することの覚書を, 平成 29 年 10 月 27 日金曜日に江田島市役所市長室 において締結いたしました。

2覚書についてでございます。

調印式の出席者は、江田島市長及び柿浦小学校 PTA会長で、立会人として、教育長、 柿浦まちづくり協議会長及び柿浦自治会長としました。

内容につきましては、アとイの2点で、1点目が児童の交通手段、2点目が統合まで の措置でございます。

詳細につきましては、3枚目に覚書のコピーを添付しておりますので、ご覧ください。 2枚目をご覧ください。

今後のスケジュールを載せてあります。

本日の教育委員会会議におきまして、条例及び規則案を上程させていただき、可決となりましたら、条例案につきましては、直近の、市議会に上程する予定でございます。 それでは、議案書5ページの参考資料をご覧ください。

議案第26号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案」でございます。 右側、小学校の名称及び位置欄から、柿浦小学校を削除するものでございます。

続いて,議案第27号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」でございます。

この規則案は全部で4つございます。

1つ目は、「江田島市教育委員会公印規則の一部改正」、2つ目が、「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正」、3つ目が、「江田島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正」、4つ目が、「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正」でございます。

参考資料により、一つずつ、説明させて頂きます。

9ページをご覧ください。

「江田島市教育委員会公印規則の一部改正」で、表の個数欄の公印数を、11個から、

柿浦小学校分を1減し、10個へ改めるものでございます。

続いて、「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正」でございます。

それぞれの表から、柿浦小学校を削るものでございます。

次に、10ページをご覧ください。

「江田島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正」で、大古小学校の 区域に、柿浦を加え、柿浦小学校を削るものでございます。

続いて11ページをご覧ください。

「江田島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正」で、江田島共同事務室から柿浦小学校を削るものでございます。

4ページ及び8ページの附則をご覧ください。

この2議案とも、平成31年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました。ご質疑を受けたいと思います。

〇 教育長

柿浦小学校の統合に伴う関連の条例は、他にはもう無いですか。

○ 教育次長

他にもあります。

例えば、体育館やグラウンドですが、今は学校教育施設ですが、今後、社会体育関係 施設にするか等、整理する必要があります。

体育館やグラウンドの使用に関しましては、まだ地元との話し合いが行われておりませんので、今回は柿浦小学校の記載の整理だけをさせて頂き、体育館やグラウンドの使用については、これから地元と話をさせていただいた上で、来年度中に整理して、また議案として上程させていただきたいと思います。

これは、以前、高田小学校が中町小学校と統合したときと同じです。

〇 教育長

わかりました。

他に、ご質疑はありませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それでは、これで本件の審議を終わります。

採決に移ります。

最初に,議案第26号「江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」は,原案のとおり決定することに,ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に,議案第27号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」は,原案のとおり決定することに,ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。

〇 教育長

日程第5、報告1「六角紫水展について」を議題とします。 事務局から、説明をお願いします。

〇 教育次長

議案書、14ページをお開きください。 報告1「六角紫水展について」は、生涯学習課長をして、説明申し上げます。 よろしくお願いします。

○ 生涯学習課長

ただ今,議題となっております報告1「六角紫水展について」説明いたします。 資料は,先日,新聞に折込しましたチラシを配布しております。 表面はカラー刷りで,裏面が白黒刷りとなっております。

表面のカラー刷りをご覧ください。

今年度からの新規事業である江田島市ふるさと再発見事業の一つで、生誕150周年 記念として六角紫水展を開催いたします。

会期は,11月23日木曜日,勤労感謝の日から12月3日,日曜日までの11日間で,時間は9時から17時までです。

入場料は、無料です。

会場は、大柿地区歴史資料館、江田島市灘尾記念文庫です。

県立美術館学芸員による「記念講座」を、会期の初日に同じ建物の隣の、大柿老人福祉センターで開催します。

六角紫水作品の江田島市所蔵作品の展示に加え、今回は、江田島市初公開の広島県立 美術館所蔵作品の特別展示も行います。

なお、裏面の白黒刷りの方には、キリンビールのラベル「麒麟」の図案をデザインしたとも言われる、郷土出身の漆芸家、六角紫水氏にまつわる偉業などを記載しておりますので後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

○ 教育長

日程第6,報告2「江田島市美術展・新県美展巡回展の実績について」を議題とします。

事務局から,説明をお願いします。

○ 教育次長

議案書、15ページをお開きください。

報告2「江田島市美術展・新県美展巡回展の実績について」は、生涯学習課長をして、 説明申し上げます。

よろしくお願いします。

○ 生涯学習課長

ただ今, 議題となっております, 報告2「江田島市美術展・新県美展巡回展の実績について」ご説明いたします。

資料をご覧ください。

A4横版の1ページで,第1回から今回の第13回までの江田島市美展の実績の表と, その下に折れ線グラフとなっております。

まず、上の表から説明します。

内容は,左端の列に比較項目を記載しており,第1回から今回までの実績をあらわしております。

今回,第13回の列をご覧ください。

開催日数は3日間で、日程は、平成29年11月3日の金曜日、文化の日から同月5日の日曜日までで、会場は農村環境改善センターです。

来場者数は1,289人で,前年比295人増で,一日平均は430人でした。 出品作品数は1,945点で,前年比75点減で,内訳は表のとおりでした。 展示作品数は194点です。

また内容は、ほぼ昨年と同様ですが、今年度は、10年ぶりに新県美展巡回展の同時開

催を行いました。

なお、11月1日の水曜日に、児童・生徒鑑賞会も開催し、今回は326人来場しております。

また,来場者数に色で網掛けしている部分は,昨年度までの経営計画の評価指標の実 績値です。

つぎに、下の折れ線グラフですが、出品数・展示数・来場者数を、第1回から今回までをつなげてあらわしており、最近では、来場者数は、上昇傾向にあり、要因としては、 昨年度までの3か年の経営計画での取組などにより、ミニコンサートの充実などが広く 市民に周知されたものと考えられます。

また, 今年度は, 新県美展巡回展の同時開催や, スタンプラリーなども影響している と思われます。

出品作品数は微減となっており、合わせて展示作品も微減となっております。

要因としては、最近の少子化の影響であると思われます。

最後に、新県美展巡回展についてですが、10年ぶりということで、中町公民館を会場として、市美展と同時開催で相乗効果が多少はあったと思われますが、来場者数は454人でした。

展示作品は、第5回新県美展入賞作品54点と、地元入選作品2点の、計56点で、レベルの高い迫力あるものが多く新聞等にも記事が掲載されました。

以上で説明を終わります。

〇 教育長

日程第7,承認第26号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任 免について」を議題とします。

(非公開)

○ 教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 平成30年度新規・拡充事業について(総合教育会議)
- (2) 生徒指導上の諸問題等集計について(10月分)
- (3) 学校給食異物混入について

次の教育委員会会議は12月18日(月)午前10時からスポーツセンター会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により, ここに署名する。

江田島市教育長

署名委員